

就学サポート制度

特待生制度

この制度は、勉学に努力する人材の育成や保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、ランクに応じて年間授業料の全額または一部を免除する豊岡学園独自の特待生制度です。

		SS特待生 全額57万/60万免除	S特待生 年間40万円免除	A特待生 年間20万円免除	B特待生 年間10万円免除	C特待生 年間6万円免除	D特待生 年間5万円免除
幼児保育科	3年課程	最大 171 万円免除 57万×3年間	最大 120 万円免除 40万×3年間	最大 60 万円免除 20万×3年間	最大 30 万円免除 10万×3年間	最大 18 万円免除 6万×3年間	最大 15 万円免除 5万×3年間
こども保育科	2年課程	最大 120 万円免除 60万×2年間	最大 80 万円免除 40万×2年間	最大 40 万円免除 20万×2年間	最大 20 万円免除 10万×2年間	—	最大 10 万円免除 5万×2年間

※新入生は、別途筆記試験と調査書、入学試験の総合判定により成績優秀な方が特待生として選考されます。

※この選考にもれても、入学試験は合格していますので、入学は保障されます。

※在校生は、進級する際、年間の学業成績や学校生活状況等の総合判定により再審査後特待生として選考されます。

※返還の義務はありません。(ただし退学者は除きます)

※上記の金額は、卒業まで同じ区分で選考された場合の最大金額になります。

※C特待生は幼児保育科のみで豊岡短期大学の学費減免制度の適用になります。また併修校の都合により免除額の変更や、制度そのものが変更となる場合があります。

新入生がこの制度を希望する場合の手続きの流れ



- 対象者 AO入試もしくは推薦入試で2025年11月17日(月)までに出了願した方で、かつ、2025年11月28日(金)までに合格が確定している方。
- 試験日 2025年12月6日(土) ※選考料などはかかりません。
- 選考方法 ①筆記試験(国語、現代文のみ) ②調査書

親族等減免制度・姉妹園卒園児等減免制度

この制度は、本校在校生や卒業生の兄弟姉妹やご子息・ご息女、また本法人設置の幼稚園・保育園・こども園の卒園児や卒園児の兄弟姉妹の方が入学を希望された場合、学納金の一部を免除する制度です。

	対象者	免除内容	必要書類	申込方法
親族等減免制度	①本校在校生、または卒業生の兄弟姉妹・ご子息、ご息女 ②本法人、グループ法人関係者の兄弟姉妹・ご子息、ご息女	施設維持費 18 万円免除 (初年次のみ)	①学生証のコピーまたは卒業証書のコピーまたは卒業証明書 ②戸籍抄本	WEB出願の際、 該当の質問項目欄 にチェックを入れて ください
姉妹園卒園児等 減免制度	●本法人設置の幼稚園・保育園・こども園の卒園児または その兄弟姉妹		卒園証書のコピー	

入学前ピアノ講座受講料半額制度(0からはじめる保育のピアノ講座)

この制度は、ピアノの不安を解消することを目的として、入学前からピアノレッスンを受講したい方の受講料を半額にする制度で、本校独自のサポートです。

こんな方におすすめです

- 入学前からピアノレッスンを受けてみたい方
- ピアノが初心者で弾けるかどうか不安に感じている方
- 入学後のピアノレッスンの雰囲気や内容をいち早く知りたい方

受講料	●対象者
10,000円 半額適用(教材費込) ➡ 5,000円	AO入試1期もしくは、AO特待生入試1期で合格した方で、受講を希望する方
	●日程 全8回(10月～12月までの指定した土曜日) ※詳しい日程は「0からはじめる保育のピアノ講座」別紙をご覧ください。
	●備考 基本的に来校型で実施します。 ※県外や遠方の方はオンライン型での対応も可能です。ただしその場合、インターネット環境があること、またピアノやキーボードなどをご用意いただく必要があります。
	●申込方法 ・メール(HPサイトお問い合わせより) ・LINEチャット ・学校受付窓口 ※申込は2025年10月16日(木)まで ※事前の申込が必須です。

専門実践教育訓練給付金制度・教育訓練支援給付金 ※詳細はハローワークにお問い合わせください

この制度は、労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し終了した場合、教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。こども保育科(2年課程)が対象の学科となります。

受講中	資格を取得し就職すると	さらに支援給付金として在学中から (一定の要件を満たした方に限る)
教育訓練費の 50% がハローワークから給付	教育訓練費の 20%～30% が ハローワークから追加給付	基本手当の 60% が ハローワークから2か月ごとに給付

※対象となる方や、その他の詳細はP.30にも記載しています。ご確認ください。 ※法改正により、制度や支給金額が変更になる場合があります。